

「宇都宮市自治基本条例を考える会議」第 1 分科会検討資料

<目次>

1 - 1	前文	…	1
(1)	自治の歩み	…	1
(2)	宇都宮市の特色	…	2
(3)	自治（まちづくり）の方向性	…	3
(4)	郷土愛	…	4
(5)	自治基本条例が必要になった背景	…	5
(6)	自治基本条例の目的	…	6
1 - 2	総則	…	7
(1)	条例の目的	…	7
(2)	定義	…	9
(3)	位置付け	…	1 1
1 - 3	自治の基本理念	…	1 3
1 - 4	自治の基本原則	…	1 6
(1)	住民自治	…	1 6
(2)	個人の尊重	…	1 8
(3)	市民協働	…	2 0
(4)	情報共有	…	2 2
(5)	人づくり	…	2 4
(6)	権利・義務	…	2 6

<凡例>

● … 委員から出された意見

○ … 既に本市に存在する制度，又は他自治体で検討された事項（事務局で追加）

◎ … 「宇都宮市らしさ」を表現していると考えられるもの

斜体 … 既に施行された他の自治体の自治基本条例における一般的な論点・項目を，事務局として追加したもの

※ 「参考：他自治体の自治基本条例の条文」…事務局で追加

1－1 前文

(1) 自治の歩み

《条例に盛り込みたい事項》

- 宇都宮市の歴史，成長してきた道のり，伝統

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 二荒の森は市民の心のよりどころ
- 宇都宮市民憲章

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(2) 宇都宮市の特色

《条例に盛り込みたい事項》

- 宇都宮市の自然環境
- 施設，福祉
- 宇都宮市の良さ（社会的，人情的，文化的）
- みんなが誇れるもの，共有できるもの

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 文京区「文の京」自治基本条例）

文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、(様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。)

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(3) 自治（まちづくり）の方向性

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 中核市として開かれた都市を目指す。
- 都市規模等について謳いこんだらどうか。
- 宇都宮市民憲章
- 宇都宮市平和都市宣言
- 福祉都市宣言

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 吹田市自治基本条例)

吹田市は、人類共通の願いである恒久平和を希求し、市民の健康と福祉の向上を基本として、個人の尊厳と自由が尊重され、安心して住み続けることができるまちの実現に向け、市民とともに市政を進めてきました。

(※ 札幌市自治基本条例)

「わたしたちは、時計台の鐘になる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(4) 郷土愛

《条例に盛り込みたい事項》

- 郷土愛

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、) 様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(5) 自治基本条例が必要になった背景

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 少子，高齢の社会を生きる。
- 地方分権により財源不足もあり市民とともに汗をかく条例
- 少子高齢化の進む厳しい世の中であるが，こうすれば必ずできるという明るい展望を謳って欲しい。

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 吹田市自治基本条例)

本格的な地方分権の時代を迎えた今日、先人の英知とたゆまぬ努力により発展してきたこのまちを、だれもが安心していつまでも住み続けたいとなるまちとして次世代に引き継いでいくために、今まで以上に市民及び市は、それぞれの役割と責任の下に、お互いに協力して市民自治を行うことが求められています。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(6) 自治基本条例の目的

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

私たちは、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

1－2 総則

(1) 条例の目的

《条例に盛り込みたい事項》

- 自治の理念の明確化
- 地方自治の確立
- 住民自治の構築
- 市を構築するすべての人、団体、企業、行政のルール

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 合意形成のルール
- 市政の方針、指針をつくる。
- まちづくりにおける地域全体としての意思決定を明確にする。
- みんなが尊重すべき約束事
- 条例の内容を規範性のあるものとすべき。

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(目的)

第一条 この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方並びに区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ この条例は、宇都宮市の自治の理念，基本原則，市民・市の役割・権利・責務を明らかにするとともに，自治の基本的事項を定めることにより，豊かな地域社会を実現し，市民福祉の向上を図ることを目的とすること。
- ・

(2) 定義

《条例に盛り込みたい事項》

- 自治
- 市民等（未成年者，外国人，高齢者）
- 地域活動団体（自治会，地域まちづくり組織）
- 企業（事業者）
- 協働（参加・参画）

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 地方自治，地域自治，地区自治，コミュニティ自治のそれぞれの範囲を明示できるか。
- 総務省「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」報告書

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 文京区「文の京」自治基本条例）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。
- 二 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。
- 三 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。
- 四 地域活動団体、地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。
- 五 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。
- 六 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。
- 七 区 区議会及び執行機関により構成されるものをいう。
- 八 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 自治とは、市民の福祉（特に公共的な福祉）の向上を目指すための活動ではないか。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 自治とは、公共的な福祉を増進させるための、公共的活動をいうこと。
- ・ 自治には、市のみにより担われる部分、すなわち行政活動と、市と市民等との協働により担われる部分、市民等のみにより担われる部分があり、協働によって自立的に運営されるべきものであること。
- ・

(3) 位置付け

《条例に盛り込みたい事項》

- 自治基本条例の趣旨の尊重
- 最高規範性（全ての条例の上位に位置するもの）
- 自治基本条例の不断の見直し

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 文京区「文の京」自治基本条例）

（区における条例の尊重義務）

第四十三条 区は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならないこと。
- ・

1－3 自治の基本理念

《条例に盛り込みたい事項》

- 優しさ
- 人と人との絆
- 自己実現
- 市民満足度の向上
- 地方分権の推進，自立した自治の確立
- 健康で，こころのふれあう，明るいまちづくり
- 「住みたい・住んで良かった“いやし”を求められる宇都宮市」・文化都市
- 地域の対外的競争力の確保
- 子どもの健全な成長
- 福祉のまちづくり
- 子ども，高齢者，障がい者を尊重するまちづくり
- 安全・安心なまちづくり（住環，防犯，防災）
- なんでも言えるまちづくり
- 環境保全，共生
- 産業調和，地域間調和
- 就学，労働，老後など年代毎に市内ですべてのニーズに応えられるまちづくり
- 安心して子育てできる環境，育児教育
- 食育の必要性
- 医療，介護
- 地域で年齢を認め，それを生かせる地域活動のまち
- お年寄りが活躍できるまちづくり
- 戦争，テロ，犯罪防止
- 対話場所，学校（教室）の開放
- みどりの保全
- 人口100万都市
- 中心部のエンターテインメントの充実
- プロスポーツチームの誘致
- ベンチャー企業の育成
- 生涯学習機会の充実

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 自治の理念を明確化
- 市の目指すべき姿，都市像の提示
- めざすまちづくりの方向性を定める。
- 未来志向，未来へのビジョン
- しっかりとしたビジョンの提示，それに歩み寄る市民の模範的な姿勢
- 宇都宮らしさを出す。
- 宇都宮の強みを打ち出す。
- 市民憲章との整合性
- 理想への筋道（プロセス）
- 向こう三軒両隣の精神を培う，語り合う。
- 明るい展望
- 公共意識を共有
- 地方自治体は他自治体との「人の集積力競争」で勝てるビジョンを持っているか。
- 少子高齢化問題にどう取り組むのか，具体策
- 宇都宮市民憲章
- 宇都宮市平和都市宣言
- 福祉都市宣言
- 総合計画基本構想
- 各種行政計画

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 杉並区自治基本条例)

第三条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創（つく）っていくことを目指すものとする。

2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(協働・協治)

第三条 各主体は、協働・協治の考え方にに基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。

(※ 川崎市自治基本条例)

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

1-4 自治の基本原則

(1) 住民自治（市民自治）

《条例に盛り込みたい事項》

- 住民自治の確立
- 自治意識の確立

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 市民自治を最上位に置くことによって、自治基本条例の価値が決まる。
- 人々の意識を前向きに
- 団体自治は、その（団体の）レベルによって、シビル・ミニマムの範囲は異なる。
- 一人一人が大切にされ、一人一人の違いが尊重され、活かされるシステム
- 我々一人ひとりが自分のことは、地域のことは自分で何とかしようと思うことが大切
- 自分達のまちは自分達で作る意識を持って。
- 自分の住む地域に市民が自己責任を持つ。
- 市民の参加しやすい市政づくり
- ソフト面の指導者の養成も行う必要がある。
- 自立した市民をどう育成するか、教育についての考え方を明示する。
- 教育が一人ひとりの幸せに結びつくことを、教育の基本理念として掲げる。
- 法律によって認められたものより、暮らしの中からの権利を吸い上げる。
- 地域環境と、個人、家庭、地域、企業、行政

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 大平町自治基本条例)

第3条 わたくしたち町民は、基本的人権が尊重される社会の実現のために、自らが考え、決定し、行動することをまちづくりの第一義の原則とする。

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(自己決定、自己責任)

第七条 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動する。

(※ 芳賀町まちづくり基本条例)

(基本原則)

第3条 町民、議会及び町（以下「わたしたち」という。）は、町民主体のまちづくりを実施するため、自律した町民として、互いを尊重し、平等であることを認め、自主性と責任をもって住民自治を進めます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 住民自治（市民自治）の確立は、自治の理念として自治の基本原則の上位に置いたらどうか。
- ・ ここでは、住民自治（市民自治）の本質である、「自己決定、自己責任」を定めたらどうか。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 自治を担う各主体は、自ら考え、決定し、自らの発言、行動に責任を持つこと。
- ・

(2) 個人の尊重

《条例に盛り込みたい事項》

- 基本的人権の尊重
- 男女の個性尊重
- プライバシーの尊重
- 権利保障
- 人権の尊重を重んじる教育
- 発言の自由

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 太田市まちづくり基本条例)

第4条 わたしたちの自治は、市民の意思に基づき、次に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

(1)～(4) 略

(5) 市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくりを行います。

(6) 略

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市民等の権利が尊重され、その個性及び能力が公共的活動（まちづくり）に生かされるよう努めること。
- ・

(3) 市民協働

《条例に盛り込みたい事項》

- 市民協働

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 市民協働推進指針
- 市民協働推進計画

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民協働に関しては、既に市民協働推進指針、市民協働推進計画が策定され、基本的な考え方や今後どのようなことに取り組むかが記載されていることから、これらを踏まえる必要があるのではないかと。
- ・ 第3分科会での議論の結果を受けて検討したらどうか。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者及び市が共通の目標を実現するために，対等の立場に立って，相互の信頼と合意のもと，役割と責任を担い合い，お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携・協力して，効果的に自治に取り組むこと。（市民協働推進指針より）
- ・

(4) 情報共有

《条例に盛り込みたい事項》

- 情報共有

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 宇都宮市情報公開条例
- 宇都宮市個人情報保護条例

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(情報共有)

第五条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民協働により、公共的活動（まちづくり）を進めるにあたっては、公共的活動に関わる全ての主体（市民、議会、執行機関）の間で、公共的活動に関する情報を共有することが必要ではないか。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 個人情報の保護に配慮しつつ、市民と市の間、市民間において、公共的活動（まちづくり）に関する情報の共有を図ること。
- ・

(5) 人づくり

《条例に盛り込みたい事項》

- 自立した市民の育成
- 市民力の向上
- 住民の学習
- 人づくりビジョンの徹底
- 健全な人づくり
- 家庭内の教育の推進
- 自治を大切にする学校教育

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 人づくりビジョン（宮っ子未来ビジョン）

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 他社を理解し共により良く生きるため、自己決定・自己責任のもと、主体的に地域の課題を解決し、自治を担うことができる人物を育成していくこと。
(人づくりビジョンの解説より)
- ・

(6) 権利・義務

《条例に盛り込みたい事項》

- 市民の権利・義務の確立

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 地方自治法にも記載されている「市民の福祉の増進」を目的として、条例・規則の制定・解釈や法令の解釈をしていくべきことを明確化しておくことが望ましいのではないか。
- ・ 第3分科会の議論の結果も踏まえて議論したらどうか。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めること。
- ・